

施設・ショートステイ利用時の食費・居住費の負担軽減について

低所得者の方が一定の要件を満たした場合、食費と居住費（滞在費）の料金が軽減されます。対象となるサービスは、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、ショートステイです。軽減を受けるには申請が必要となり、次の適用条件にすべて当てはまる方が対象です。

<適用条件> 世帯全員が住民税非課税。

別世帯の配偶者も住民税非課税。

預貯金等が一定の金額以下。

※有効期間は、申請日の属する月の初日から毎年7月31日までとなり、すでに認定証を交付されている場合でも、引き続き軽減を受けるためには更新申請が必要です。更新の対象となる方には、6月中旬に介護保険事務所からお知らせをお送りします。

※令和8年8月から支給要件の一部が変更となります。

制度の確認、申請を希望される場合は…

【問い合わせ先】 介護保険事務所 保険給付班 0187-86-3911